

「税を考える週間」特別企画 税理士による無料税務相談会

●日 時

令和4年11月16日(水)

9:00~12:00



●開催場所

島田掛川信用金庫 藤枝東支店
藤枝市本町四丁目2番3号
☎054-643-4131



●相談料

無 料

●相談内容

インボイス、電子帳簿保存法、法人設立、法人成り、住宅ローン減税
相続税、贈与税、固定資産税、事業承継等に関する相談

●主 催

東海税理士会藤枝支部
<https://tokaizei-fujieda-shibu.com>



●共 催

島田掛川信用金庫

●連絡先

島田掛川信用金庫 地域サポート部
島田市本通3-2-1
Tel 0547-37-5189
fax0547-37-5202



※裏面の税務相談シートにご記入の上、お申込みください。

令和 年 月 日

税 務 相 談 シ ー ト

受付店

お名前		(企業の場合) 代表者	
ご住所	〒	電話番号	

ご相談になりたいことを具体的に記入してください。(相談内容が公表されることはありません。)
<記入例> 嫁に出した次女が、住宅を購入するため、住宅資金として〇〇万円援助することになったが、贈与税は掛かるのか。また、掛かるとしたらいくらか。

★ 相談結果記入欄

受付No.

担当税理士

※ご記入いただいた個人情報の取扱いについて

このシートにご記入いただいた個人情報は、相談会の円滑な運営および回答内容の充実を図るために利用し、相談担当税理士ならびに島田掛川信用金庫以外の第三者に、相談者ご本人の承諾がない限り開示することはいたしません。

なお、特別な事情がない限り、この相談シートは相談日より1ヶ月経過後、当金庫にて破棄します。

<地域サポート部>

検印	担当者

<受付店>

検印	担当者

税務無料相談会

**税金に関することなら何でも、お気軽にご相談ください。
税理士が無料で相談に応じます。**

＜相談例＞

1. 住宅関連

- ① 土地を購入して、住宅を新築したが、どんな税金がいくら位掛かるのか。
- ② 長女が住宅を購入するため、〇〇万円贈与をしたいが贈与税はかかるのか。また、いくらまでなら税金が掛からないのか。
- ③ 住宅を新築したところ「住宅ローン控除」という減税があると聞きました。何年間でいくら戻ってくるのか。

2. 相続・贈与

- ① 現在の住宅を妻名義にしてあげたいが、贈与税はいくら掛かるのか。
- ② 子供に土地を分けてあげたいが、贈与税はいくら掛かるのか。
- ③ 相続時精算課税制度って、どんな仕組みか知りたい。

3. 所得税

- ① 定年になり、会社から退職金をもらったが、税金は掛かるのか。
- ② 共働き夫婦に子供がいる場合、どちら側の扶養家族とした方が得か。
- ③ 土地を売りたいがどれ位税金が掛かるのか。

※税金のことなら何でも結構です。

《開催日》

令和4年11月17日（木） 午前9時00分～12時00分
（相談時間：45分、最大4小間）

《開催場所》

藤枝：藤枝駅サポートベース（藤枝駅北口）

藤枝市駅前1丁目8-3 FUJIEDA mikine 1階「フジキチ」

※専用駐車場は、ございませんので公共交通機関または、近隣コインパーキング
（お客様負担）をご利用ください。

※相談内容を裏面『相談シート』に記入して、11月4日（金）までにご提出ください。

主催 東海税理士会藤枝支部

共催 しずおか焼津信用金庫

